

ユネスコ・生命倫理コア・カリキュラム、2011
『人間の尊厳と人権についてのケースブック』1

ケーススタディー1-9：疼痛の緩和

翻訳 門岡康弘

GCさんは28歳の囚人である。彼女は子供を出産したとき、妊娠およそ7か月であった。その出産の前に、妊娠経過のチェックをより詳しく行うために、彼女は女性刑務所から Medical and Classification Center (MCC：医療および分類センター)に移送された。

GCさんには5回の妊娠歴があり、そのほとんどは早産であった。この事実はMCCに記録された。

午後7時頃に出血が始まり、GCさんは下腹部に激しい痛みを自覚した。彼女はMCCの医療部門に行き、R看護師の診察を受けた。Rはバイタルサインの確認、膣内診の実施、体児心音のチェックを行うことなく、GCさんをMCCの居住区域に帰らせ、陣痛が6分から7分間隔になったら戻ってくるよう指示した。

午後9時30分頃、GCさんの痛みはひどくなった。彼女は医療部門に戻り、まだ腹部に激しい疼痛を伴う出血があり、陣痛が6分間隔であることをR看護師に報告した。Rは手をGCさんの腹部に当てたが、子宮収縮を触知することができなかった。Rは胎児の心音をチェックし、毎分142回であった。

GCさんには‘早産の可能性’があると判断できたが、R看護師は彼女を居住区域に帰らせ、出血量の増加あるいは陣痛の増強する場合のみ医療部門に戻ってくるよう指示した。

R看護師の指示にしたがい、GCさんは居住施設に戻った。疼痛は強くなっていたが、彼女は午後11時25分までベッドの端に腰を下ろしたが、疼痛は強くなり、彼女は激痛から悲鳴を上げ、コンクリートの床の上に胎児のように体を丸めて横たわった。

午後11時45分頃にGCさんはMCCから病院に搬送された。到着後まもなく、午前0時20分に彼女は未熟児を出産した。分娩中には、母体と児の両方に特に合併症は生じなかった。後に赤ん坊は病院からGCさんの母親の保護下へ送られた。

GCさんの疼痛と苦しみに基づいて、R看護師は違った行動をとるべきであった

か。

ここに、すべてではないが複数の考えられ得る解決法がある。これを他の解決案と共に議論しなさい。倫理的な論点を明確にして、あなたに最も当てはまる解決策をその理由とともに定めなさい。

NO GCさんは、ほとんどの女性が出産の際に耐えること以外の何も経験していない。R看護師は、たとえGCを病院へ送ったとしても、苦痛を緩和するために何もできなかったはずである。GCが合併症のない健康な赤ちゃんを出産したという事実は、R看護師がすべきことを行ったということを示している。

YES R看護師は別の行動をとるべきであった。GCさんの苦痛が緩和され、疼痛の少ない尊厳ある分娩を援助するために、彼女を午後7時に病院へ移すべきであった。R看護師はGCさんの人権と尊厳をその行為によって侵害した。

本ケースについてのノート

判決

このケースはその国に控訴審で審議された。GCさんは、囚人が公民権法の下に訴えを起こすための不服申立書を作成した。R看護師はGCさんの陣痛の訴えに対する無関心さによって、残酷でそして尋常ではない罰から自由でありえた彼女の権利を侵害し、身体的かつ感情的な痛みを与えた、という訴えであった。

控訴審は、R看護師の行為が「公民権法が与える、生命に必要な最低限の文化的な手段」をGCさんから奪ったということを主張する地方裁判所の決定を支持した。

R看護師は、午後9時30分からGCさんが病院へ搬送される11時30分までの間に、彼女の疼痛と苦しみに対する責任を負っていた。さらに地方裁判所は、R看護師がGCさんの病院への到着を遅延させたという行為は冷淡な次元にまで達するものであり、将来のそのような事態を予防するための懲罰的な損害賠償の根拠となることを主張したが、控訴審はこの決定は破棄した。

ディスカッション 疼痛の緩和

「尊厳の尊重」は未だに定義されないフレーズである。多くの者が、「個人の尊厳を尊重すること」はその人の自律の尊重を意味すると考えるが、これは正しくない。尊厳は多くの

文脈において言及されるが、このフレーズは、普通の者であろうと、罪を犯し服役中の者であろうと、すべての人間がもつ本質的価値を守るための必要性と主に結びつくと考えられる。

患者の尊厳を尊重することは、医療スタッフから見て患者にとって適切な治療を要求するだけでなく、その患者の視点から（できる限りにおいて）、彼が望んでいるような形で、彼らの要求、訴えそして希望を重んずることを医師たちに求める。

個人の尊厳を尊重することは、その人の疼痛を緩和することを含む。疼痛は耐えがたくなり、個々人の痛みの閾値は異なるかもしれない。ある人はいかなる痛みも感じないかもしれないが、別の人はそれに耐えることができないかもしれない。したがって、患者の言うことに共感し、その希望について考え、適切な治療を施すことは重要である。

囚人のような弱者たちについて話し合う際に、医療制度上のすべての機会において彼らの尊厳を保ち、他の患者たちと同様に治療を受けるに相応しいことを念頭におくことが重要である。そのような尊厳を保証するために、囚人の脆弱性に向けられるべき十分な留意が促されなければならない（集団における弱者に関する領域については『生命倫理と人権に関する世界宣言』第8条でも述べられている）。

医療スタッフが患者の疼痛あるいは訴えに対処できないケースにおいては、その患者を別の医療機関や部署に紹介しなければならず、そこで患者が適切な治療をうけるべきだということを強調しておく。